

# 資料編

## 【資料編】

1	策定経過 .....	91
2	千歳市次世代育成支援対策地域検討会 .....	93
	（1）要 綱 .....	93
	（2）委員名簿 .....	94
3	千歳市保健福祉調査研究委員会 .....	95
	（1）要 綱 .....	95
	（2）委員名簿 .....	97
4	千歳市保健福祉推進委員会 .....	98
	（1）要 綱 .....	98
	（2）委員名簿 .....	100
5	アンケート調査実施状況 .....	101
6	意見聴取会実施状況 .....	101
7	具体的施策の一覧 .....	102
8	児童の権利に関する条約 .....	104
9	児童憲章 .....	105
10	用語解説 .....	106

# 1 策定経過

## 平成 15 年度

年 月 日	会議名等	内 容
平成 15 年 9 月 24 日	第 1 回保健福祉推進委員会作業部会	計画策定の趣旨について
平成 15 年 9 月 29 日	第 1 回保健福祉推進委員会 第 2 回保健福祉推進委員会作業部会	計画策定の趣旨について 計画策定の趣旨について
平成 15 年 10 月 7 日	第 2 回保健福祉調査研究委員会	計画策定の趣旨について
平成 15 年 11 月 26 日	第 3 回保健福祉推進委員会作業部会	アンケート調査票の内容について
平成 15 年 11 月 27 日	第 3 回保健福祉調査研究委員会	アンケート調査票の内容について
平成 15 年 12 月 15 日	第 1 回次世代育成支援対策地域検討会	計画策定の趣旨及びアンケート調査票の内容について
平成 15 年 12 月 18 日～ 平成 16 年 1 月 29 日	中高生を対象としたアンケート調査実施	
平成 16 年 1 月 13～ 28 日	就学前児童及び小学校児童を対象としたアンケート調査実施	

## 平成 16 年度

年 月 日	会議名等	内 容
平成 16 年 4 月 19 日	第 1 回次世代育成支援対策地域検討会	アンケート調査の結果報告について
平成 16 年 5 月 19 日	第 2 回次世代育成支援対策地域検討会	子育てに関する意見について
平成 16 年 5 月 27 日	子育て関係団体意見聴取	ファミリー・サポート・センター提供会員（6 人）
平成 16 年 5 月 28 日	子育て関係団体意見聴取	子育てサークルぱーさんくらぶ（12 人）
平成 16 年 6 月 3 日	子育て関係団体意見聴取	子育てサークル玉匂会（11 人）
平成 16 年 6 月 7 日	子育て関係団体意見聴取	ファミリー・サポート・センターアドバイザー及びサブリーダー（4 人）
平成 16 年 6 月 8 日	子育て関係団体意見聴取	市立北栄保育所保護者会（13 人）
平成 16 年 6 月 11 日	子育て関係団体意見聴取	子育てサークルアリスねっと（15 人）
平成 16 年 6 月 21 日	子育て関係団体意見聴取	市立千歳保育所保護者会（6 人）
平成 16 年 7 月 8 日	庁内子育て支援事業担当者説明会	
平成 16 年 8 月 18 日	第 2 回保健福祉推進委員会作業部会 第 1 回保健福祉推進委員会	人口推計及び目標事業量について
平成 16 年 8 月 31 日	第 3 回次世代育成支援対策地域検討会 特定 <sup>14</sup> 事業暫定目標事業量報告（道）	人口推計及び目標事業量について

年 月 日	会議名等	内 容
平成 16 年 11 月 5 日	第 1 回保健福祉調査研究委員会	アンケート調査の結果報告、人口推計及び目標事業量について
平成 17 年 2 月 2 日	第 4 回保健福祉推進委員会作業部会	計画（案）について
平成 17 年 2 月 4 日	第 4 回次世代育成支援対策地域検討会	計画（案）について
平成 17 年 2 月 18 日	第 3 回保健福祉推進委員会 第 3 回保健福祉調査研究委員会	計画（案）について
平成 17 年 2 月 21 日	第 5 回次世代育成支援対策地域検討会	計画（案）について

## 2 千歳市次世代育成支援対策地域検討会

### (1) 要 綱

#### 千歳市次世代育成支援対策地域検討会設置要綱

平成15年10月21日

市 長 決 裁

#### (設置)

第1条 千歳市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について検討するため、千歳市次世代育成支援対策地域検討会（以下「検討会」という。）を置く。

#### (所掌事項)

第2条 検討会は、千歳市子育て支援計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を検討するものとする。

#### (組織)

第3条 検討会は、次に掲げる者のうちから20人以内をもって組織する。

- (1) 事業主
- (2) 子育て支援関係者
- (3) 保健・福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 公募で選考した者
- (6) 市の職員

#### (任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

#### (会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 検討会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

#### (庶務)

第6条 検討会の庶務は、保育課において行う。

#### (報酬等)

第7条 委員には、報酬、旅費等を支給しない。

#### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、平成15年10月21日から施行する。

## (2) 委員名簿

選出区分	選出団体等	役職等	氏名
事業主 (要綱第3条第1号)	株式会社山三ふじや	常勤監査役	大野 馮
子育て支援関係者 (要綱第3条第2号)	千歳市私立幼稚園連 合会	向陽台つくし幼稚園長	中村光彦
	千歳市私立保育所連 合会	アリス保育園長 (千歳市地域子育て支援セン ター長)	児玉美津子 (副会長)
	子育てサークルぷー さんくらぶ	代表	渡瀬敦子
	特定非営利活動法人 ライフヘルプちとせ	児童居宅介護担当	斉藤ミヨ
保健・福祉関係者 (要綱第3条第3号)	千歳保健所	主査(子育て支援・相談)(保 健師)	上出 渚
	千歳保健所	専門員(栄養士)	佐々木幸子
	千歳市歯科衛生士会	会員	藤本初江
	北海道医療ソシヤ ルワーカー協会	会員	川邊和博
	千歳市民生委員児童 委員連絡協議会	主任児童委員	中村幸子
	千歳市町内会連絡協 議会	青少年部会長	清水清
教育関係者 (要綱第3条第4号)	千歳市校長会	千歳小学校長	佐久間秀夫 (会長)
	千歳市PTA連合会	監査	前田はるみ
公募で選考した者 (要綱第3条第5号)			三溝理恵
			瀬川晴代
			久住登美子
			中山賀代子
			福田真仁 (平成16年7月31日まで)
市の職員 (要綱第3条第6号)	千歳市立北栄保育所	所長	斉藤順子

### 3 千歳市保健福祉調査研究委員会

#### (1) 要 綱

##### 千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱

平成6年4月20日

市 長 決 裁

#### (設置)

第1条 社会福祉を取りまく様々な環境の変化に対応した保健福祉の推進にあたり、総合的に調査、研究し、もって市民の福祉増進を図るため、千歳市保健福祉調査 研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、市長の求めに応じて、次の各号に掲げる事項について調査、研究し、意見を具申するものとする。

- (1) 保健、福祉等の市民福祉に関すること。
- (2) その他市民福祉の増進に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、22人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体を代表する者
- (3) 市長が別に定めるところにより公募で選考した者
- (4) その他市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補充することが出来る。ただし、補充により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期の満了又は委員の補充以外の理由により新たに委嘱される委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、他の委員の任期の満了日までとする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、関係機関等に職員の出席を要請することができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門部会をおくことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

(委員長への委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成6年4月20日から施行する。

2 千歳市福祉調査研究委員会設置要綱(平成4年1月14日市長決裁)は廃止する。

附 則 (平成9年6月11日)

1 この要綱は、平成9年6月11日から施行する。

附 則 (平成10年6月19日)

1 この要綱は、平成10年6月19日から施行する。

附 則 (平成14年11月21日)

1 この要綱は、平成14年11月21日から施行する。

## (2) 委員名簿

任 期 平成16年9月1日から平成18年8月31日まで

選出区分	選出機関・団体等	役職等	氏名
知識及び経験を有する者 (要綱第3条第2項第1号)	北海道千歳保健所	健康推進課長	畑山 謙一
	千歳医師会	理 事	沖中 環夫
	千歳市歯科医師会	歯科医院長	小川 直樹
保健福祉関係機関、団体を代表する者 (要綱第3条第2項第2号)	千歳市社会福祉協議会	会 長	矢島 渡 (委員長)
	千歳市民生委員児童委員連絡協議会	副 会 長	須磨 紀子
	千歳市ボランティアセンター運営委員会	委 員	糸田 純子
	千歳市老人クラブ連合会	会 長	高田 義一
	千歳身体障害者福祉協会	副 会 長	田中 多恵子
	千歳市手をつなぐ育成会	会 長	小川 昂
	千歳市母子会	会 長	蜂谷 愛子
	千歳市女性団体協議会	会 長	高橋 珠子
	千歳市町内会連絡協議会	理 事	斎藤 邦男
	千歳市赤十字奉仕団	委 員 長	長岡 ミツ (副委員長)
公募で選考した者 (要綱第3条第2項第3号)	一般公募		櫻井 恵美子
	一般公募		東 ちづ子
市長が必要と認める者 (要綱第3条第2項第4号)	千歳市社会教育委員の会議	委 員	持田 利昌
	千歳商工会議所	事務局長	林 輝政
	連合北海道石狩地域協議会千歳地区連合	会長代行	石野 正信
	千歳市私立幼稚園連合会	くるみ幼稚園副園長	伊藤 由紀子
	千歳市私立保育所連合会	住吉保育園園長	大原 多美子

## 4 千歳市保健福祉推進委員会

### (1) 要綱

#### 千歳市保健福祉推進委員会設置要綱

平成14年1月23日  
市長決裁

#### (設置)

第1条 市における保健福祉に係る各種施策を総合的かつ有機的に推進するため、千歳市保健福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画に関すること。
- (3) 介護保険事業計画に関すること。
- (4) 障害者福祉計画に関すること。
- (5) 子育て支援計画に関すること。
- (6) 健康推進計画に関すること。
- (7) その他保健福祉等に関すること。

#### (委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は保健福祉部長を、副委員長は保健福祉部次長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議の運営)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

#### (作業部会)

第6条 委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会の構成員及び運営に関する事項は、保健福祉部長が別に定める。

#### (委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年1月23日から施行する。
- 2 千歳市高齢者福祉推進委員会設置要綱(平成10年5月15日)は、廃止する。

附 則(平成14年10月3日)

- 1 この要綱は、平成14年10月3日から施行する。

附 則(平成16年4月16日)

- 1 この要綱は、平成16年4月16日から施行する。

## (2) 委員名簿

所 属	保健福祉推進委員	作業部会員
企画部	次長	企画課長 まちづくり推進課長
総務部	次長	総務課長 渉外・防災課長 情報推進課長 財政課長
市民環境部	次長	市民生活課長 人づくり推進課長 国保医療課長
保健福祉部	部長 <委員長> 次長 <副委員長> 部付次長 総合保健センター長	次長 <部会長> 福祉課長 <副部会長> 高齢者支援課長 障害者支援課長 児童家庭課長 保育課長 こども療育課長 健康推進課長
産業振興部	次長	商業労働課長
建設部	次長	道路管理課長 住宅課長 道路建設課長 都市整備課長 建築課長 主幹（特定市街地・駅周辺整備担当）
市立千歳市民病院	次長	総務課長
消防本部	次長	総務課長
教育部	次長	学校教育課長 社会教育課長

## 5 アンケート調査実施状況

	就学前児童調査	小学校児童調査	中高生調査
調査対象	平成 15 年 4 月 1 日現在、0 歳から 5 歳までの就学前児童がいる 1,500 世帯（無作為抽出）	平成 15 年 4 月 1 日現在、小学 1 年生から小学 6 年生までの小学校児童がいる 1,500 世帯（無作為抽出）	千歳市内の中学校、高等学校、それぞれ 2 校の中高生 2,337 人
調査方法	郵送により調査票を発送・回収		学校を通して調査票を配布・回収
記入者	就学前児童の保護者	小学校児童の保護者	中高生本人
調査期間	平成 16 年 1 月 13～28 日		平成 15 年 12 月 18 日～平成 16 年 1 月 29 日
回収数 （回収率）	820 件（54.7%）	641 件（42.7%）	2,029 件（86.8%）

## 6 意見聴取会実施状況

年月日	対象者	開催場所
平成 16 年 5 月 27 日	千歳市ファミリー・サポート・センター提供会員（6 人）	市役所事務棟地階会議室
平成 16 年 5 月 28 日	子育てサークルぷーさんくらぶ参加者（12 人）	地域子育て支援センター
平成 16 年 6 月 3 日	子育てサークル玉匂会参加者（11 人）	総合福祉センター
平成 16 年 6 月 7 日	千歳市ファミリー・サポート・センターアドバイザー及びサブリーダー（4 人）	市役所議会棟委員会室
平成 16 年 6 月 8 日	市立北栄保育所を利用している保護者（13 人）	市立北栄保育所
平成 16 年 6 月 11 日	子育てサークルアリスねっと参加者（15 人）	地域子育て支援センター
平成 16 年 6 月 21 日	市立千歳保育所を利用している保護者（6 人）	市立千歳保育所

## 7 具体的施策の一覧

基本目標	施策の方向性	具体的施策	
基本目標 1 地域で支える子育て支援の充実	(1)地域における子育て支援サービスの充実	1 (仮称)子育て総合支援センターの整備 2 地域子育て支援センター事業の充実 3 ファミリー・サポート・センター事業の充実	4 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)の実施
	(2)保育サービスの充実	1 認可保育所の充実 2 延長保育事業の充実 3 一時保育事業の充実 4 低年齢児保育事業の充実 5 障害児保育事業の充実 6 休日保育事業の実施	7 病後児保育事業の充実 8 市立認可外保育所の実施 9 家庭保育室への支援 10 夜間保育園への支援 11 幼稚園における預かり保育事業の推進
	(3)交流や相談の場の提供と情報提供の充実	1 地域子育てサロンの整備 2 つどいの広場の整備 3 認可保育所地域交流事業の推進 4 認可保育所地域訪問交流事業の充実	5 児童館地域交流事業の充実 6 幼稚園地域交流事業の推進 7 子育てに関する情報の提供
	(4)児童の健全育成	1 学童クラブ事業の充実 2 児童館事業の充実	3 学校体育施設の活用 4 青少年会館の運営
	(5)世代間交流の促進	1 認可保育所世代間交流事業の充実 2 児童館世代間交流事業の充実	3 幼稚園世代間交流事業の推進
基本目標 2 母子保健の充実	(1)子どもや母親の健康の確保	1 妊婦教室(わくわくママクラブ)の開催 2 新生児・産婦訪問事業の充実 3 乳幼児健康診査(4か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診)事業の充実 4 乳児委託健康診査(先天性股関節脱臼検診・10か月児健診)事業の充実 5 4か月児健診、先天性股関節脱臼検診、B C G予防接種の統合 6 乳幼児健診時・予防接種時の遊び場の設置 7 むし歯予防対策の推進(妊娠期～幼児期) 8 むし歯予防対策の推進(小中学生期) 9 妊婦健康診査事業の充実	10 婦人健康診査(さわやか健康診査・子宮がん検診・乳がん検診)事業の充実 11 育児相談の充実 12 育児支援対策の充実 13 妊婦相談支援の充実 14 妊婦健診受診券の交付 15 栄養相談(乳幼児健診栄養相談・育児相談・保健師栄養士相談)の充実 16 健康教育(栄養)の充実 17 虐待予防母子保健の充実 18 助産施設制度の実施
	(2)食育の推進	1 保育所における食育の推進 2 食育の健康教育の推進	3 小学校における食に関する指導の推進
	(3)思春期保健対策の充実	1 性に関する健康教育の推進 2 性教育の推進	3 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進
	(4)小児保健医療の充実	1 小児救急医療体制の充実 2 B C G 予防接種事業の充実 3 乳幼児生ポリオ予防接種事業の充実 4 D P T 予防接種事業の充実	5 麻しん予防接種事業の充実 6 風しん予防接種事業の充実 7 乳幼児医療費助成事業の実施
基本目標 3 教育環境の整備	(1)次代の親の育成	1 児童館交流事業の充実 2 中高生職業体験事業の推進	3 小学校男女共同参画学習の推進
	(2)学校の教育環境の整備	1 個性を活かし能力を育む教育の推進 2 情報化や国際化に対応した教育の推進 3 心の教育の推進	4 地域に開かれた学校づくりの推進 5 幼稚園、保育所、小学校との連携の推進 6 私立幼稚園に対する各種補助金の交付
	(3)家庭の教育力の向上	1 講演会などの開催 2 両親教室(体験パパクラブ)の開催	
	(4)地域の教育力の向上	1 青少年の多様な体験活動機会の充実 2 子ども活動支援センターの運営 3 青少年団体活動の支援	4 読書環境の整備 5 スポーツ活動の推進

基本目標	施策の方向性	具体的施策
基本目標 4 生活環境 の整備	(1)良好な居住環境の確保	1 公営住宅の整備 2 住宅情報の提供 3 シックハウス対策の推進
	(2)子育てにやさしい環境の整備	1 子育てバリアフリーの推進 2 安全な道路交通環境の整備 3 歩道補修・改修の推進 4 公園の整備
基本目標 5 仕事と家庭との 両立の推進	(1)仕事と子育ての両立の推進	1 保育サービスの充実【再掲】 2 学童クラブ事業の充実【再掲】 3 事業所内保育所への支援 4 事業所内託児施設の整備支援 5 育児休業制度の普及促進 6 労働条件の改善と就労環境の整備支援 7 フレックスタイム制などの弾力的勤務形態の導入支援 8 事業者に対する仕事と家庭の両立推進状況調査の実施
	(2)働き方の見直しと男性の子育て参加の促進	1 男女共同参画社会の推進 2 ちとせ女性プランの推進 3 女性が働くための条件整備 4 女性の再就職の支援 5 両親教室(体験パパクラブ)の開催【再掲】
基本目標 6 安心・安全な環境 の整備	(1)子どもの交通安全を確保するための活動の推進	1 交通安全教室の実施 2 交通安全指導の実施 3 安全な道路交通環境の整備【再掲】
	(2)子どもを犯罪の被害などから守るための活動の推進	1 緊急避難所「子ども110番の家」指定 2 子どもの安全対策の充実 3 地域防犯の推進 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
基本目標 7 すべての子どもと 家庭への支援の 充実	(1)児童虐待防止対策の充実	1 家庭児童相談室の充実 2 児童虐待防止対策の充実 3 虐待予防母子保健の充実【再掲】
	(2)心のケアを必要とする子どもへの支援の充実	1 教育相談の充実 2 学校適応指導教室「おあしす」の充実 3 家庭児童相談室の充実【再掲】 4 里親制度の普及
	(3)ひとり親家庭の自立支援の推進	1 母子自立支援員による相談体制の充実 2 母子家庭等日常生活支援事業の実施 3 児童扶養手当制度の実施 4 母子・寡婦福祉資金貸付制度の実施 5 ひとり親家庭等医療費助成事業の実施 6 自立支援教育訓練給付金事業の実施 7 高等職業訓練促進給付金事業の実施 8 常用雇用転換奨励給付金事業の実施
	(4)障害のある子どもへの支援の充実	1 こども発達相談室の充実 2 早期療育体制の充実 3 障害児保育事業の充実【再掲】 4 学童クラブ障害児入所の充実 5 特殊教育・交流教育の充実 6 障害児教育に対する補助金の交付 7 特別児童扶養手当制度の実施 8 重度心身障害者(児)医療費助成事業の実施
	(5)経済的支援の充実	1 児童手当制度の実施 2 保育料の軽減 3 私立幼稚園就園奨励費制度の実施 4 就学援助制度の実施 5 乳幼児医療費助成事業の実施【再掲】 6 児童扶養手当制度の実施【再掲】 7 ひとり親家庭等医療費助成事業の実施【再掲】 8 特別児童扶養手当制度の実施【再掲】 9 重度心身障害者(児)医療費助成事業の実施【再掲】

## 8 児童の権利に関する条約

国連総会において、「児童の権利に関する宣言」が採択されてから 30 周年にあたる平成元年、「児童の権利に関する条約」が新たに採択され、日本は平成 6 年にこの条約を批准しました。

この条約は、すべての子どもの尊厳と、生存、保護、発達などの権利を保障し、子どもが社会の積極的かつ責任ある構成員に育つよう助けることをめざすものです。

### 児童の権利に関する条約の主な内容

- 1 18 歳未満のすべての子どもを対象とします。
- 2 子どもが人種、性、出身などで差別されてはいけません。
- 3 子どもの成長のために何が最も大切かを考慮しましょう。
- 4 両親は子どもを守り、指導する責任があります。
- 5 両親の意思に反して子どもを両親から引き離してはいけません。
- 6 子どもが、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、子どもも、ほかのみんなのことをよく考え、道徳を守っていくことが必要です。
- 7 子どもは暴力や虐待（むごい扱い）といった、不当な扱いから守られるべきです。
- 8 家庭を失ったり、難民となった子どもに保護と援助が与えられるべきです。
- 9 からだなどが不自由な子どもには特別の養護が与えられるべきです。
- 10 子どもの健康を守るための医療サービスが与えられるべきです。
- 11 子どもは教育を受けることが認められるべきです。
- 12 子どもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。
- 13 子どもが法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはなりません。
- 14 この条約の内容を、大人にも子どもにも広く知らせなければなりません。

## 9 児童憲章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術を持って育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果すように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつけかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

(昭和26年5月5日制定)

## 10 用語解説

### あ

#### あんしん歩行エリア

歩行者や自転車利用者の安全な通行の確保をするために対策が必要とされる区域のことです。

#### ADHD（注意欠陥／多動性障害）

Attention Deficit Hyperactivity Disorderの略で、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を示す行動障害のことです。

#### LD（学習障害）

Learning Disabilitiesの略で、基本的には一般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に困難を示す状態のことです。

### か

#### 街区公園

主に街区内の居住者の利用を目的に、1か所あたりの面積が0.25ヘクタールを標準として配置する公園のことです。

#### 学校評議員

保護者や地域の方々の中から校長に選ばれ、幅広く学校運営についての意見を求められる人のことです。

#### グローバルスクール活動

「グローバル（世界的）」な視点で考え、「ローカル（身近）」なことから行動する意味の造

語である「グローバル」に、さらに、学校の意味である「スクール」をあわせた千歳市独自の言葉で、学校が地域の自然や教育資源などを活用し、または、子どもの自主的な創意工夫により行う千歳市独自の教育活動のことです。

#### 近隣公園

主に近隣の居住者の利用を目的に、1か所あたりの面積が2ヘクタールを標準として配置する公園のことです。

#### 高機能自閉症

適切な対人関係を形成することなどに障害が見られる自閉症のうち、知的障害を伴わないもののことです。

#### 合計特殊出生率

一生の間に一人の女性が生む子どもの平均数で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものです。

#### 心の教室相談員

中学校において、生徒のストレスを和らげるため、第三者的な存在となり得る教職経験者や相談業務の経験者などの中から生徒の身近に配置され、生徒の悩みに気軽に応じ、生徒の話し相手や相談にあたる人のことです。

### さ

#### 里親

保護者のいない子どもや保護者に看護されることが不相当であると認められる子どもの

養育を希望し、都道府県知事に認められた人のことです。

### 児童虐待

子どもの保護者（同居人による虐待行為の放置を含む。）が子どもに対し、身体的に危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないことにより、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為のことです。種類としては、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（養育の怠慢、拒否）、心理的虐待（児童の目前での配偶者からの暴力を含む。）の4種類を指します。

### スクールカウンセラー

学校における教育相談体制の充実を図るために、小中学校に配置される臨床心理士などで、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を持つ人のことです。

### 青少年指導員

各小学校区に配置され、登下校時の児童への声かけや特別巡回などの「地区内育成指導」を行う人のことです。

## た

### 千歳市児童虐待防止連絡協議会

児童相談所、保健所、警察、医師会、人権擁護委員、民生委員児童委員連絡協議会、保育士会、幼稚園連合会、千歳市の9つの機関や団体で構成する協議会のことです。

### 特別支援教育推進体制モデル事業

LD（学習障害）の児童生徒に加えて、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症などを含めた総合的な教育的支援体制の整備を図るため、これらの障害の定義、判断基準（試案）

などの有効性を検証するとともに、校内委員会や専門家チームの設置、巡回相談などによる学校や地域における教育推進体制の整備をめざす事業のことです。

## は

### バリアフリー

障害のある人や高齢者などの行動を妨げている建築的な障壁を取り除いた建築設計のことです。最近では、障害のある人や高齢者などが社会的、心理的にこうむっている偏見や差別意識を取り除く「心のバリアフリー」も含まれるとされており、障害となるあらゆる障壁を取り除く意味にも使われています。

### フレックスタイム制

1か月以内の一定の期間の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で入社退社時刻を自分で決定する勤務体制のことです。

### 母子自立支援員

母子家庭などの自立促進に向けた総合的・継続的な相談に応じ、自立に必要な情報提供、指導、職業能力向上、求職活動に関する支援などを行う人のことです。

## や

### ユニバーサルデザイン

1990年ころから、アメリカの建築家であり工業デザイナーであった故ロン・メイス氏によって提唱された概念であり、製品、建物、環境を、あらゆる人が利用できるように、はじめから考えてデザインするという考え方のことです。

わ

ワークショップ

複数の人々による協議の場とその手法で、自由な意見の中から、グループ内の意見をまとめ、少数意見にも配慮した合意形成を図ることです。